

一般社団法人 サンパークいなべ 定款



平成30年9月18日 変更

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 サンパークいなべ と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県いなべ市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は農業、観光、高齢者福祉対策を通じて、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 農業、観光、介護に関する公共施設の管理運営
2. 農業、観光、介護に関する情報発信並びに提供
3. 農業、観光、介護に関する各種イベントの開催
4. 高齢者の雇用の促進及び福祉の増進を図るための事業
5. 高齢者介護予防対策事業、青空デイサービスの実施
6. 地域農産物の栽培、加工、販売及び加工品等の販売の受託
7. 花卉、飲食物の販売事業
8. レストランの運営事業
9. 宿泊施設運営事業
10. 草木のリサイクル、堆肥化事業
11. 自転車を活用した観光及び物産の振興に資するイベントの開催に関する事業
12. その他前条の目的を達成するために必要な事業
13. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の目的に賛同する以下の者であって、次条の規定によりこの法人の社員となったものを持って構成する。

- 1 正会員 この法人の目的に賛同する、いなべ市の住民及び植栽・園芸等に見識のあるいなべ市外に在住の個人
- 2 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を後援する個人、法人又は団体

(社員の資格の取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、加入申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額（以下「会費」という）を支払う義務を負う。

- ② 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退社)

第9条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- 2 総社員が同意したとき
- 3 当該社員が死亡し、又は解散したとき

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 社員の除名
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 理事及び監事の報酬等の額
- 4 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散及び残余財産の処分
- 7 不可欠特定財産の処分の承認
- 8 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 12月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- ② 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 1 社員の除名
- 2 監事の解任
- 3 定款の変更
- 4 解散
- 5 不可欠特定財産の処分
- 6 その他法令で定められた事項

- ③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役 員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

1 理事 3名以上7名以内

2 監事 1名以上

- ② 理事のうち1名を代表理事とする。

- ③ 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- ② 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

③ 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

④ 監事のうち、監事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、監事総数の3分の1を超えてはならない。

⑤ 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

② 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事長としてこの法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

④ 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対しては別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事または監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(外部役員等の法人に対する責任の限定)

第28条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条の規定により、外部理事又は外部監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(权限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

② 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

② 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

1 事業報告

- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 6 財産目録

② 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 1 監査報告
- 2 理事及び監事の名簿
- 3 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第37条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第42条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第43条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

三重県いなべ市藤原町東禅寺1481番地1

安 達 進

三重県いなべ市藤原町東禅寺670番地1

水 谷 道 夫

三重県いなべ市北勢町垣内694番地4

安 藤 博 男

三重県四日市市大宮町9番14号

森 稔

(設立時の役員)

第44条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 安 達 進
設立時理事 水 谷 道 夫
設立時理事 安 藤 博 男
設立時理事 森 稔
設立時監事 近 藤 敏 明

(設立時の代表理事)

第45条 この法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 三重県いなべ市藤原町東禅寺1481番地1
安 達 進

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

(平成30年度事業年度)

第47条 平成30年度は、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの事業年度と、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの事業年度の2期とする。

本書は、この法人の定款の写しに相違ありません。

平成30年9月18日

一般社団法人 サンパークいなべ

代表理事 水谷道夫

